

平成26年11月27日

平成26年11月27日

平成26年第8回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第108号

平成26年第8回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月17日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成26年11月27日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第87号 すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約の締結について

議案第88号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第90号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第4号）

議案第91号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第92号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第93号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第94号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）

議案第95号 平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

南部町告示第111号

平成26年11月27日招集の第8回南部町議会臨時会に付議する案件を次のとおり追加する。

平成26年11月18日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 追加付議案件

議案第89号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君
細 田 元 教君
井 田 章 雄君
真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君
石 上 良 夫君
亀 尾 共 三君
秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成26年 第8回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成26年11月27日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成26年11月27日 午後2時18分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第87号 すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約の締結について
- 日程第5 議案第88号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第91号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第92号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第93号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第94号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第95号 平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第87号 すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約の締結について
- 日程第5 議案第88号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について

- 日程第7 議案第90号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第91号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第92号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第93号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第94号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第95号 平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯清 視君 書記 ----- 小林 公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂本 昭文君	副町長 ----- 陶山 清孝君
病院事業管理者 ----- 吉原 賢郎君	総務課長 ----- 加藤 晃君
行財政改革推進室長 ----- 三輪 祐子君	町民生活課長 ----- 山根 修子君
病院事務部長 ----- 中前 三紀夫君	上下水道課長 ----- 仲田 磨理子君
町民生活課主幹 ----- 滝山 克己君	

午後２時１８分開会

○議長（秦 伊知郎君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は１４人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、平成２６年第８回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。

５番、植田均君、６番、景山浩君。

日程第２ 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定いたしました。

日程第３ 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表どおりであります。

日程第４ 議案第８７号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第４、議案第８７号、すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第８７号、すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約の締結について。

すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５

号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、すみれ保育園新築移転工事。2、契約の金額、変更前、5億760万円、変更後、5億3,911万9,800円。3、契約の相手方、鳥取県米子市昭和町25番地、南部町立すみれ保育園新築移転工事、美保・フィディア・大協組特定建設工事共同企業体、代表者、美保テクノス株式会社、取締役社長、野津一成。以上でございます。

現在建設中のすみれ保育園新築移転工事におきまして、プールの設置、外構、上下水道接続等の付帯工事の設計が完了しましたので施工期間また施工位置を検討したところ、建築工事と非常に重複することが多いということを経験し、分離発注することよりも建築工事と一体で施工したほうが有利だということを経験しまして、契約を変更をお願いするものでございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長のほうから提案理由の説明を受けました。

提案に対して質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先ほど全員協議会でいろいろ説明をいただきましたけれども、このたびの変更工事の主なものがプールとか、外構、アスファルトの舗装とか、そういう工事ですありますが、途中の経過を聞きますと入札を当初予定していたということでした。それで、今、仕事にかかっておられる企業体と協議したときに附属工事として行った場合と、それから別途の工事として行った場合、比較した場合に有利だという判断だという説明でありましたけれども、それを客観的に証明できるような説明ができますか。

○議長（秦 伊知郎君） 今の質問に対して答弁を求めます。

町民生活課主幹、滝山克己君。

○町民生活課主幹（滝山 克己君） 滝山でございます。客観的なという質問でございますけれども、経費率が全く違うということです。それと、もう一つは、企業体とはもう既に契約しておりますので、現在の請負減率が適用されるということから、はっきり今計算しておりませんが、500万程度の差額が出てこようかというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 企業体とのやりとりの中で有利ではないかということだけなんですか。それとも、別に設計事務所がこういうやり方がいいというような指導をしたとか、そういうことなんですか。それが1点と。

それから、変更契約をする場合の、言ってみれば今回は変更契約なのか、それとも追加工事の別途工事なのか、これについて考え方が別途工事という考え方をすれば、当初、町が入札の方針で進んでおられたということは納得できるわけですがけれども、その２点、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑に対して答弁を求めます。

町民生活課主幹、滝山克己君。

○町民生活課主幹（滝山 克己君） 滝山です。企業体と協議はしておりません。それと、設計事務所は設計をしていただいたということでございます。第一に考えましたのは、限られた工期内に終わらなければならないということを考えたわけでございます。

それと、別途か追加かということでございますけども、増工変更契約だというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） １３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） 先ほど植田議員も聞いたのですが、今回のすみれ保育園の変更契約については全員協議会のほうで聞いてきたんですよ。経過の中で、私たちは全員協議会の中ではなぜこの変更契約が出てきたのか、当初の説明とどうだったのかということを知って来たんですけども、一番全協の中でわかってきたことは、６月１７日の説明で、建築工事費以外の分については別途１０月に入札すると、そういうことが先ほどの全員協議会で議会に説明されたということが言われたわけなんですよ。そこで問題になってくるのは、入札をしようと思ったらこれ明らかに、恐らくその段階で建築工事が今回の外構工事等を別に入札しようというふうに決めていたのはなぜかということ。これは財務規則等から見ても、何ら工事しておたらほかの仕事が出てきたから、三千何万のものを仮に随契でしようと思ったら何らかの理由が要るわけですよね。本来、これは当初考えていたように入札に付すべきではないのか。

先ほど滝山氏がおっしゃったように、５００万の差が出てくるというのは、それ入札していたらどれぐらい金額落ちるかなとあるわけでしょ、自分で考えますよね。それ理由にならない。客観的な理由でないと思うんですね。ということは、財務規則から見て、これを入札に付さないで随契とする根拠はどこにあるのかということを知りたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの質問について答弁を求めます。

町民生活課主幹、滝山克己君。

○町民生活課主幹（滝山 克己君） 滝山でございます。別にした理由でございますが、これは外構工事、プール等を合わせますと、工事費の総額が３，３１８万円程度になります。そこから

6%、最近の入札で6%といいますけども、500万落とすということになりますと相当な額だというふうに考えられますので、企業体に増工変更したほうが有利だというふうに判断をいたしたところでございます。

それと、別発注の予定を何でせんかったかということでございますけども、別々に積算はしておりますけども合算をしてみた関係、それと重複する関係で変更契約のほうが有利だというふうに考えたところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、変更契約が出てきたと、金額出てきたということは、500万が有利かどうかというのは業者の金額の提示でわかったわけですか。もしそうだとすれば、事前に話しているわけですよ。本来、町が、そこを言っているんですよ。なぜ議会、町というのは公金扱っていますからね、本来、どのような契約しようと財務規則に基づいてしないといけないと思うんですよ。そこで500万ぐらい違うのであれば、今の企業体も含めて入札するのが本当やないですか。それなぜしないのかというの聞きたいんですよ。すればいいじゃないですか、安いところを取るんですから、なぜそうしないんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

陶山副町長。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。少し議論がかみ合わないところがありまして、もう一度少し丁寧に説明させていただきます。

一番は、今の随契にした場合であれば今発注しています建築の経費が使えますので、建築の経費のほうが一般に土木に比べて大変安くなっております。ですから、土木で3,000万ぐらいの工事のところが一番諸経費が高いところでございまして、先ほど滝山のほうが500万の差が出ると言いましたのはこの経費の部分で、仮設費であったりそういう一般管理費であったり、一番高いところで500万からの差が出て、これは入札をしたところで、3,000万の額から考えれば埋められる範疇ではないだろうという判断が一つです。いわゆる経費的に随契をしたほうが有利だという判断をしたのはこれが一つ。

それから、工期の問題がございます。2月中にこちらのほうも受け取って、あそこの中で保育園ができる準備をやはりしなくちゃいけないということもありまして、できるだけ工期を厳しく管理してきています。その中に追加をして他業者が入った場合に、これは工程の中でうまくやれるかどうかということ。当初はそのように発注を考えていましたけれども、外構工事の片方で建築工事が進めている中でやるのは非常に困難だというぐあいに建築事務所のほうと協議をいたし

ました。

したがいまして、随意契約のほうが工期的にもかつ金額的にも有利だという判断の中で今回御提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの何回も言うように、随契で3,000万のうち500万も節約できないとおっしゃいます。それは町が考えたことですよね。幾ら考えようと、だから財務規則や法律があるんじゃないかと思うんですけど。そうしようと、客観的に契約するかどうかという決まりがあるんですから、そこに乘せても十分通用するわけじゃないですか。ここが応札してきたらいいんだから。建築工事しとったところを自分たちはこの計算でやりますって言って応札したらいいわけでしょ。それがなぜできないのかというのよくわからないんですね。それが1つ。

もう一つは、であればそんなことをいえば、最初からこの外構工事はこの建築しているところが一番いいということ最初からわかつとったわけやないですか、なぜそうしなかったんですか。それもわからんのですよ。そうしてくれたらうんと説明がつくんですよ。建設に乗せたほうが安くつくんだからというのは半年や今わかったことやないじゃないですか。

私たちが言っているのは、全部いけないと言っているわけやないんです。少なくとも議会で責任持つ以上は法的や財務規則に基づいてやっていただきたいと思っているから言っているので、何らこれを入札にかけたら済むことだと言っているんです。その指摘をしています、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 質問に対しての答弁を求めます。

陶山副町長。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。随意契約のほうが特に有利だと、町長が認める場合というのをこの中で判断をさせていただきまして、随意契約とするものです。

さらに500万円を入札の中で落とすということは、現実的にこれまで入札をやった範疇の中からまたは指名競争入札の一般的な中で、そこまで落とすということは非常に困難であるというぐあいに判断しました。御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

5 番、植田議員。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 8 7 号、すみれ保育園の新築工事に関する変更契約の締結についてですけれども、私は当初、町が入札でやろうと、ずっとこういう経過できたわけですよ。今回、説明はその場その場で変わっていくんですよ。きょう、全員協議会で議員がいろいろ質問したのは、こういう変更契約がまだ残っていたのかというような驚きから始まったんです。それは説明を聞いてある程度わかってきたんですけれども、やっぱり一番最後に残るのが契約の方法であります。こういう多額の契約をする場合、本体工事があれば、3, 0 0 0 万を超えるような工事ですのでこれを随意契約で変更契約にするというのは、問題が私はあると思います。そういうことを言いまして、これは反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井です。私は、この議案第 8 7 号、すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約の締結についてを賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど植田議員のほうから反対討論がありました。先ほどの全員協議会で変更契約がまだあったのかということで、確かに議員全体からはそういう話が出てまいりましたが、その点については 6 月 1 7 日に開催されたすみれ保育園の説明会の中で、6 月の工事発注については建物の工事発注で、外構工事については 1 0 月に考えているというような説明があったということで、私たちもその点では最初にそういったような形で出ていたのは、少し行き過ぎた部分もあるかとは思いますが、ただ、6 月のこの補正予算があったときですか、大きな補正があつて、これからはそういったことがないようにというようなことでも附帯決議も出させていただいております。そういったところが頭にあり、そういった形での質疑がどんどん出ていったというふうに思っておりますけれど。

その次に、契約方法ということなんですけれど、今、建築の部分で相手方、随意契約で対応をしていくわけなんですけれど、この工事というのがやはり 4 月までには完成をさせて、子供たちをこの新しいすみれ保育園に入れなくちゃいけないというところがまず大きな、大事な部分だというふうに思います。そういった中で、随意的な契約をされたのは先ほど説明がありました入札をかけても経費が違うので、やはり今のやっているところのほうがどうしても必ず安くなることになるだろうという予想の中から執行部のほうでは随意をされたこと。また例えば安く上がったとしてもほかの業者が入れば、今度は工事との関連が出てきます。3 月までに完成しないかもしれない。また工事がダブれば危険性もあり、工事中に事故も発生しかねない。やはり同じ敷地内

でやっている工事は同じ業者が連携を持ってされるのが安全な工事、そして、期限内で工事も終わるのではないかなというふうに思いますし、このすみれ保育園の建築工事と外構工事は最終的には一体のものであるというふうに私も判断をしております、この契約については賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の意見はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私も今回のすみれ保育園の変更契約には反対です。

すみれ保育園が早くできて子供たちの期待に応えるという点では皆さんと同じ思いです。でも、そのことが理由で同じ業者のほうがいいとかそういう理由ではなくて、今、話をしているのは、やはり自治法や財務規則に基づいて、本来入札すべきものはきちっと入札すべきだということを貫くべきだという点が1点です。金額が安いかどうかということを出したら、町の入札に対する姿勢そのものが問われかねないというふうに考えざるを得ないと今も思っています。

それと、2つ目には、この外構工事や上下水道接続工事を別にして入札することによって、例えば上下水道の接続工事の220万等は、幾らでも応札に応える業者が町内でもいらっしゃるんじゃないでしょうか。そういうことも含めて考えていくべきだというふうに事を指摘しておきたい。

それと、もう一つは、説明不足という点では、このすみれ保育園の改築に当たっては全体が最初に示された図面上の、例えば園庭に芝生を敷くことも含めて、全体に書かれているフェンスも張った段階で幾らのお金がかかるのか、その工事についてはいつかかりたいと考えているのか。この工事の金額については予算で上げておくけれども、いつごろ契約したいと考えているのかというようなものをやっぱり出すべきであったのではないかと考えています。それがなければ、幾ら6月に説明して10月に出すことになっていますといっても、全体的な計画ですよね。せっぱ詰まっているので10月ぐらいに外構工事したいが、今残っているのはあと芝生等の仕上げの工事、盛り土にはいつどれぐらいの予算で契約しようと思っているのかというのも残っているわけですよね。そういうこともきちっと説明して、総額すみれ保育園の建設費用として幾らぐらいかかりそうだというのがなければいけないのではないのでしょうか。

という点でいえば、議会が認めた総額1億等の補正予算も含めたすみれ保育園のあの段階で、詳しい説明を求めるべきであったと私も自責の念を感じておりますが、そういう意味でいえば、説明不足だし、今もその状態が続いているということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに意見はありますか。

2 番、三嶋義文君。

○議員（2 番 三嶋 義文君） 2 番、三嶋です。私は、賛成の立場で先ほどの御意見に反論したいと思います。

やっぱり先ほど板井議員が言われていましたように、これを入札に付してまた違った業者さんが取られたときに、實際上、現場上では本当に混乱が起きると思うんですわ。ですから、今回随契ですけれども、現場のことを考えたり、本当に園を開園していくためには時間と現場の進捗を考えれば必要なことなのかなと思います。

私、先ほどの滝山主幹から 500 万程度の経費の有利性があるという話を聞きまして、ちょっと計算のやり方が違うかもしれませんが、私、ちょっと試算してみますと、これを今回の 3, 151 万 9, 800 円の額で落とそうと思うと、単品の入札にかけたときに 75% ぐらいまで切らないとこの額に至らんじゃないかというふうに思います。全協でも聞きましたけど、94.6 というのが当初の請負減率なので、それを 94.6 で契約したものを単品で出して七十数%まで本当に落とされる業者さんがあるんかいなと、それは粗雑な工事になったり、そういうことが懸念されるわけなので、これは当初の請負減率を適用して随契してもこれはしかりだろうと。財務規則にも条項の中に明らかに有利な場合は随契をしてもいいよという条文もありますし、それを町長が認めた場合においては随契も可だということがありますので、今回の金額変更契約についてはこういうやり方でも私は有利であろうという判断をしますし、工期的にも現場サイドから見てもこういうやり方でいいんじゃないかなというふうに判断しますので、賛成いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 意見がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 87 号、すみれ保育園新築移転工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

賛成、反対、両意見がございましたので、議案第 87 号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 5 議案第 88 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 5、議案第 88 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第 88 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この一部改正でございますが、2014 年度の人事院勧告によりまして一般職の給与に関する法律等の一部改正をする法律が施行され、国家公務員の通勤手当の支給、12 月支給の勤勉手当の支給率、行政職 1 表の給料表が改定となったため、この内容に準じて改定をお願いするものでございます。

改定内容につきましては、通勤手当につきましては片道 5 キロ以上の距離について手当を引き上げ、勤勉手当につきましては支給率を 100 分の 67.5 から 100 分の 82.5 へ、0.15 月変えるものでございます。

また、職員給与の改定につきましては、若年層に重点配分をし、月額平均で 0.3% を引き上げるものでございます。

この条例の施行日は、平成 26 年 12 月 1 日としまして、通勤手当及び給料表につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしております。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長から提案理由の説明を受けました。

提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 88 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 88 号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 6 議案第 89 号

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして日程第 6、議案第 89 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第 89 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正でございますが、これは国家公務員特別職の 12 月支給の期末手当の支給率が改定となったために、これに準じて改定をするものでございます。

常勤の特別職につきましては第 1 条、教育長につきましては第 2 条、いずれも支給率を 100 分の 55 から 100 分の 170 へ改定するものです。

この条例の施行日は、平成 26 年 12 月 1 日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長から提案理由の説明を受けました。

提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 89 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 89 号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 7 議案第 90 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 7、議案第 90 号、平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

議案第 90 号

平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）

平成 26 年度南部町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,954 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,204,191 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 11 月 27 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 26 年 11 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

6 ページのほうをお開きください。歳出のほうから御説明いたします。このたびの補正につきましては、主に先ほど議案第 88 号、89 号でありました給与関係の改正を行うものでございます。この中で出ております報酬、それから職員手当、共済費、賃金等ありますが、報酬につきましては、非常勤職員の通勤手当の改定部分。職員手当につきましては、職員あるいは特別職の職員の勤勉手当、期末手当、それから通勤手当の改正部分。共済費につきましては、職員の共済費部分。それから給料につきましては、職員の給料、特別職の給料の改定部分でございます。賃金につきましては、臨時職員の通勤手当の部分の改正部分が入っております。そのことでござい

すので、中身は省略いたしまして、この予算書に計上のとおりで予算関係のほうをお願いしています。

それから、7ページの2款4項7目の衆議院議員選挙費でございます。これは御承知のように衆議院のほう解散になりまして、12月14日の投票となっております。その関係で、関係する経費を計上させていただくものでございます。785万3,000円を計上いたしまして、合計785万3,000円とするものでございます。内訳のほうといたしましては、報酬、職員手当、報償費、需用費、役務費、それから委託料、使用料、備品購入費と計上しております。職員手当は、主に超過勤務手当でございます。内訳については、右のほうの説明のほうをごらんいただきたいと思います。

それから、15ページになりますが、給与費の明細書でございます。これは特別職の関係の給与費明細でございます。これにつきましては、期末手当の0.15カ月の増額部分を計上いたしております。それに伴います共済費のほうも計上しているところでございます。

それから、はぐっていただきまして16ページにつきましては、職員のほうでございますが、職員の119人でございますが、それに関係します給料、職員手当、共済費のほうを計上させていただいております。あと、はね返り分といたしまして、超過勤務手当、通勤手当等、時間外手当もございしますので、よろしくお願いいたします。

17ページにつきましては、手当増減の内訳でございますが、この中で1番の給与改定に伴う増減分につきましては、今回の給与改定、平均0.37%となりますが、26年4月1日にさかのぼったときの改定部分でございます。それから、その他の増減分の190万5,000円の減額につきましては、これは主に9月以降に育児休暇になった関係の人がおりますので、その部分の減額、それが大きなものでございます。あとは、時間短縮で勤務している者がおります。子供がちいちゃいときに時間軽減して勤務しますので、その分のカット分がございしますので、それを合わせたものが190万5,000円ということでございます。

それから、職員手当のほうの552万8,000円につきましては、期末勤勉でございますが、その他の324万円というのがございしますが、これは衆議院議員の選挙費のほう、選挙の超勤手当がほとんどでございますので、よろしくお願いいたします。

歳入のほうでございますが、5ページのほうになります。これは選挙費のほうの委託金を計上させていただいております。15款3項1目総務費委託金でございますが、785万3,000円を増額いたしまして、3,110万2,000円とするものでございます。衆議院選挙の委託金でございますけども、これはまだ確定しておりませんので、前回の金額を参考に今回は計上さ

せていただいております。最終的にはまた後の補正のほうで修正していきたいと考えております。

次の繰越金でございますが、不足分につきまして前年度繰越金のほうから８１０万１，０００円を計上いたしまして、８，７２７万１，０００円とするものでございます。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長から説明を受けました。

提案に対して質疑はございますか。

５番、植田均君。

○議員（５番 植田 均君） 議案書の７ページですけれども、総務費の衆議院議員選挙の費用です。この７８５万３，０００円ですが、全額県からの委託金ですけれども、この中で期日前投票１カ所しておりますけれども、その関係の費用が幾らかかっているかわかりますでしょうか。

それとあわせて、選挙管理委員会としては総務課長が兼任されているのでお尋ねしたいと思いますが、今後、期日前投票の場所についてふやしていく考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 質問に対して答弁を求めますが、期日前投票の件に関しては一般質問にも出ていますので、その辺を十分承知しておいていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。期日前投票の経費ということでございますけれども、今、確かな数字を持ち合わせておりませんが、前回のときに１カ所当たり３３万円くらいだったと思っております。３３万１，０００円だったか、３１万８，０００円なのか、そこら辺ははっきりしませんので、それは委員会のほうでお答えしたいと思います。ただ、これは前回の金額でございますので、今回はまだそれが示されておられませんので御承知をください。

会場数につきましては、一般質問等でもお受けしているところがございますが、現在のところまたこれは選管のほうに諮って話をしたいと思っておりますが、とりあえず現在１カ所の分で計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

１３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） １点は、今回の補正予算は大半が職員の手当ですけれども、ここに出てきている、いわゆる非常勤、臨時職員の金額がそれぞれ上がっているんですけども、この金額の根拠の説明を本会議でしていただいておきたいという点が１つ。

それと、先ほどの、私たちは住民の声が期日前投票を2カ所にふやしてほしいという声に応えるべきだということを言ってきているんですよね。今回、降って湧いたような総選挙が始まりますが、投票率もどうなるかということもありますよね。少なくとも地方自治の現場では選挙管理委員等も含めて投票率を高めるため、やっぱり選挙までにその対応をしておくべきではないかというふうに思うんです。今回も先ほど植田議員の質疑に出た期日前投票は、町が示した説明資料の1ページの中では期日前投票にかかっている経費が12万2,100円と20万9,000円、33万1,100円というふうに書かれています。少なくともこれが県からの委託金で来るということであれば、早々構えなくともできることではないかというふうに思うんですよ、職員の配置等。特に今回の選挙は議会も重なるから大変だと思うんですけども、それにしても私たちは期日前投票を早くふやすべきではないかという点については、検討だということなんですけども、その辺を前向きに検討しているのかどうかという点もちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、臨時、非常勤の関係でございますが、これは先ほど説明をいたしましたように通勤手当の関係ですので、通勤手当の改正があった関係で5キロメートル以上のところにつきまして100円から始まりまして、最高は職員が7,000円の増額まであるんですが、臨時、非常勤につきましては6,500円を頭打ちにしておりますので、そこまでの範囲。ですから、改正の今回出ました新旧対照表を見ていただきますと、そのこのイの範疇ですね、4,100円が4,200円になります。ここで100円増加しています。それから、ウの範疇で6,500円が7,100円になります。これ600円増加しているわけですが、この該当になる臨時職員、非常勤職員のそのこの4月からこちらの分の改定分を計上していると、それから3月までですね、その分を今回補正をさせていただいているということでございます。

それから、期日前投票の件につきましては、これは今まだ選管のほうとも最終的な話をしておりません、委員さんと話しておりませんので、今回ここでは差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの全員協議会のところで、課長がもしかしたら説明したのかどうか、私がちょっと聞き逃していたのであれば再度お聞きしたいのですが、先ほどの非常勤並びに説明資料の3ページに出てくる非常勤職員報酬・臨時的任用職員の賃金等で、これは

通勤手当のみだということをおっしゃったんですよね、そうですね。とすれば、町長にお聞きいたします。今回の人事院勧告を受けて、例えば職員、それから常勤特別職等も手当等が上がるわけですよね。職員についていえば、給与の引き上げも若年層については引き上げるようになったということですよね。これは今の日本の国の中での、いわゆる給与引き上げですよね。所得引き上げの中での人勧が一つ応えてきた内容ではないかというふうに思うのです。これを当然正職員に該当させることはもちろん、ここで働いている方々等にその趣旨を反映させようと思えば臨時職等にも及んでいく必要があるのではないかと思いますのですが、今回、今年度の臨時職やその他のいわゆる手当分ですよね、それについてはどのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。今回、まだ議案の配付をしておりますが、12月議会におきまして、非常勤職員の38時間の方につきましては改定を考えているところでございます。臨時職員につきましては、現在の給与のままということをお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、26年度一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論をいたします。

理由は、簡潔明瞭であります。選挙で期日前投票をやって、数を会見地域でもつくっていただきたいというのが、そのようにしていただきたいということで、今のところまだ選管が諮っておられないということですから、ぜひともやっていただくということを要望して、この議案にはその予算がないということで反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この一般会計補正予算、ほとんどが人勧に基づく職員の給与等が

載っております大事な補正予算でございます。今、衆議院の費用が書いていますが、期日前の云々ありますけども、まだ選管開いておられませんし、決まったことでございますので別に反対するものではないと。今後の選管の意向を十分に注意してまた見てみたいと思いますし、この補正予算には賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第90号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

賛成、反対の意見がございました。議案第90号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第91号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第91号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。提案いたします。

議案第91号

平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成26年11月27日

南部町長 坂本 昭文

平成26年11月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

３ページの事項別明細で説明させていただきたいと思います。

まず、総括でございますが、このたびの一般会計の提案で御説明をさせていただきましたとおり、国保会計のほうも行うものでございます。給与、手当の改定に伴いまして同様に改定するものでございますけれども、こちらのほうが歳出の予算を保健事業費の増額、補正前の額２，８４８万８，０００円に９１万４，０００円を増額し、２，９４０万２，０００円とするものでございまして、その分を予備費で９１万４，０００円減額するものでございます。総額、補正前１４億４，８５１万７，０００円に対しまして補正額はございませんで、１４億４，８５１万７，０００円となります。中身につきましては、事項別明細に載せておりますけれども、給与、職員手当、共済費、それから負担金、補助及び交付金を補正するものでございます。

次、めくっていただきまして給与費明細をごらんください。給与費の明細のほうの５ページ目に書いてございますけれども、給料、職員手当でございますが、増額５３万３，０００円は、まず給与改定に伴う増額分が１万８，０００円、それから、その他の増減分と書いて５１万５，０００円ございますが、これは職員の異動によるものでございます。

職員手当につきましても同様でして、制度改正に伴う増額分が３万９，０００円、その他分が期末勤勉が１６万９，０００円の増額、その他の職員の異動によるものが減額１１万２，０００円となっております。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長から説明を受けました。

提案に対しての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第９１号、平成２６年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

議案第９１号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、議案第 9 2 号、平成 2 6 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。

議案第 9 2 号

平成 2 6 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 2, 1 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 6 年 1 1 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

4 ページをお開きください。公共下水道会計も今回の給与の制度改正によりまして、人件費を増額補正するものでございます。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費の一般管理費でございます。6 7 万 6, 0 0 0 円を補正いたしまして、総額 1, 1 4 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。内訳としましては、給料、職員手当、共済費、それに伴う退職手当負担金でございます。

上の段ですが、歳入財源といたしましては、前年度繰越金 6 7 万 6, 0 0 0 円を補正いたしまして、総額 6 7 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

5 ページ、6 ページに給与費明細書を載せておりますので、お開きください。職員数は 1 名で変わりはありません。給与費の増額、給料 3 3 万 4, 0 0 0 円の職員手当 1 1 万 4, 0 0 0 円、共済費は 1 6 万円で、人件費といたしましては 6 0 万 8, 0 0 0 円で、退職手当負担金が 6 万 8,

０００円の増額でございます。手当の内訳としましては、扶養手当が５万円、通勤手当が減額の
６，０００円、住居手当が減額の４万７，０００円、期末勤勉手当といたしまして２３万２，０
００円、児童手当が１１万５，０００円の減額となっております。

６ページのほうにその内訳を載せております。給料の３３万４，０００円の増額ですが、今回
の給与改定に伴うものは１万８，０００円、その他会計間の異動をしておりますので職員の異動
をしておりまして、その分の増額が３１万６，０００円。

職員手当１１万４，０００円の内訳は、給与改定分の期末勤勉と通勤手当で５万５，０００円。
その他といたしましては、期末勤勉が１８万２，０００円の増額で、１２万３，０００円のそ
の他手当の減額となっております。以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長から説明を受けました。

提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、これで討論は終わります。

これより、議案第９２号、平成２６年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を
採決いたします。

議案第９２号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第１０ 議案第９３号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１０、議案第９３号、平成２６年度南部町水道事業会計補正予算
（第２号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第９３号、平成２６年度南部町
水道事業会計補正予算（第２号）。

総則。第1条、平成26年度南部町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成26年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。増額、減額補正はいたしませんので、同額で組み替えを行っております。総額としては変更はございません。

第1款水道事業費用、第1項営業費用です。2億837万6,000円を補正予算額ありませんので、2億837万6,000円同額でございます。

1款の水道事業費用といたしましては、2億4,437万6,000円の同額でございます。

2ページをお開きください。2ページに実施計画を載せております。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費で、既決予定額1,768万1,000円、補正予定額はございませんので、1,768万1,000円同額でございます。

次、3ページに給与費明細を載せております。職員数は1名でございます。異動もありませんので、今回の制度改正による増額、減額を行っております。給料の増額が1万4,000円、職員手当マイナス6万9,000円になっておりますが、給与改定部分を下の職員手当の内訳を見ていただけたらいいと思いますけども、時間外勤務手当の見込みを出しましてその減額によって組み替えを行っております。法定福利費は給与改定に伴う5万2,000円、備考の退職手当組合の3,000円は、これも給与改定に伴うものでございます。

4ページは、給与費明細の内訳を載せておりますので、これは給料1万4,000円も給与改定に伴う増額分でございます。

職員手当の内訳ですが、総額では6万9,000円の減額となっておりますけども、制度改正に伴う増額が5万9,000円、時間外勤務手当を減額しておりますので、12万8,000円の減額となっております。以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長から説明を受けました。

提案に対して質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） ちょっと教えてください。2ページの支出のところですけども、一番下の給与改定に伴う人件費の増減として1,768万1,000円となっておりますけれども、ちょっとこの数字がどういうふうに計算が出ているのか……（「変更がなかったということですよ」と呼ぶ者あり）そういう意味ですか。ちょっとよろしく願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑に対して答弁を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 申しわけございません。説明が悪かったかもしれませんが、当初予算で人件費も含めまして総係費として1,768万1,000円という予算を持っております。今回の改定によりまして給料、手当増額になるんですけども、その同じ人件費の中の時間外勤務手当の減額によって組み替えて賄っておりますので、総係費の総額が変わらないということで、1,768万1,000円という数字を上げております。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、よろしいですか。

○議員（5番 植田 均君） いや、わかりました。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑がございませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、討論は終わります。

これより、議案第93号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第93号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第11 議案第94号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第94号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第94号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

総則。第1条、平成26年度南部町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございますが、収入の補正はございません。

支出につきましては、第1款病院医業費用、補正額1,971万3,000円、既決予算額と合わせまして25億8,313万9,000円であります。支出の内訳は、第1項医業費用について1,971万3,000円を増額し、24億1,858万7,000円とするものです。第2項医業外費用及び特別損失の補正はございません。

次に、3ページをごらんください。平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

支出をごらんください。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費1,971万3,000円を増額するものです。これは国の人事院勧告の反映及び職員の異動等による実績を見込んだ補正でございます。詳細は、7ページの平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）見積書をごらんください。内訳でございますが、給与費534万7,000円、手当1,209万円、賃金32万8,000円、法定福利費81万2,000円、退職給与金113万6,000円、合計1,971万3,000円となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者から説明を受けました。

提案に対して質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一番最後に説明して下さった7ページの見積書の収益的支出の、支出のところですか。今回の補正予算については、いわゆる人事院勧告を反映させたものだという点でよくわかりましたが、給与費の明細の中の給与費、手当わかるんです。賃金32万8,000円、これは臨時職員等に対してですよ。これの32万8,000円の発生してきた理由です。単純に考えて、先ほども同じような質問したんですけれども、西伯病院の臨時職員等に人勧の反映をさせた内容なのかどうなのかという点です。もしそうであれば、その考え方についてもお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 質問に対しての答弁を求めます。

病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。賃金の部分につきましては、これは職員の異動に伴うものをほとんど計上してございます。あわせて役場の先ほどありました一

般職員の給与改定に準じて、病院の嘱託職員等の通勤手当等についても考慮するようにしてございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの話では、この賃金の32万8,000円というのは異動に伴うものであって、今回の予算については交通費等の手当については対応したんだけど賃金に反映させていないのですか。もしそうであれば、先ほどはこの12月議会ですと言ったんですが、それ病院側はどうかという点。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。病院の嘱託職員の給与につきましては、本年度改定に伴って本年度中に上げるというような考えは、今のところ持っておりません。といいますのも、御承知のとおり公営企業ということで、収益の関係がございます。しかしながら、今の新しい、今まさに新年度は当初予算の編成の時期を迎えてございますが、その中で何らかの手だてをしなくてはいけないなというふうなことは管理者、院長等々、今協議中ということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、これで討論は終わります。

これより、議案第94号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第94号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第12 議案第95号

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして日程第12、議案第95号、平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第95号、平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

総則。第1条、平成26年度南部町の在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入については補正ございません。

支出につきましては、第1款在宅生活支援事業費用のうち55万4,000円増額し、既決予算額と合わせまして3,131万1,000円であります。支出の内訳は、第1項訪問看護費用について55万4,000円を増額し、2,966万5,000円とするものです。第2項特別損失の補正はございません。

次に、3ページをごらんください。平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

支出をごらんください。第1款在宅生活支援事業費用、第1項訪問看護費用、第1目給与費に55万4,000円を増額するものです。これは平成26年の人事院勧告の反映並びに職員の異動等による実績を見込んだ補正額でございます。詳細は、7ページの平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）見積書をごらんください。補正額の内訳は、給与費4万2,000円、手当48万9,000円、法定福利費1万4,000円、退職給与金9,000円で、合計55万4,000円となります。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者から説明を受けました。

提案に対して質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 説明よくわかりました。質疑の中での資料の提供を求めていると思うんです。この場合、先ほど病院の管理者から先ほど病院の分と今回の在宅支援事業のを受けたわけですね。例えば町の職員が今回の人事院勧告で給与改定されるときは条例に上がってきて、どう変わったというの条例改正がありますよね、それでわかるんですよ、手当もね。ところが、今回のいわゆる病院の分については出していただかないとわからないということですね。それで、その資料を、改定によってどのように変わったのかという資料を議会のほうに出していただきたいと思うのですが、議長、よろしくお願いいたします。その要求です。

○議長（秦 伊知郎君） 事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。真壁議員の御指摘のとおり、病院の職員の給与等に関しますものにつきましては、南部町病院事業職員の給与に関する規定というところで、これは所定の改正をしていくということになってございます。このたびの議会で病院事業、あるいは在宅生活支援事業が御審議をいただいて御承認をいただければ、それに合わせて改定をさせていただいて、また資料として提出したいと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 資料として提出するということですので、よろしくお願いいたします。
ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。
原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、これで討論は終わります。

これより、議案第95号、平成26年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第95号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

-----・-----・-----

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、第8回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成26年第8回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時34分閉会
